

議案第69号

特別区道路線の廃止について  
上記の議案を提出する。

平成24年9月11日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

特別区道路線の廃止について  
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり特別区道路線（京島1008号路線）を廃止する。

記

廃止する区間	備考
墨田区京島一丁目7番から 墨田区京島一丁目7番まで	別紙図面のとおり

（提案理由）

京成曳舟駅前東第三地区第一種市街地再開発事業の実施に伴う道路整備のため、本路線を廃止する必要がある。